

杜の聖苑（安芸市火葬場）火葬等業務委託業者選定プロポーザル審査要領

杜の聖苑(安芸市火葬場)火葬等業務委託業者選定プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「杜の聖苑（安芸市火葬場）火葬等業務委託業者選定プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は 100 点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 組織評価 (30 点)
- (2) 提案内容評価 (70 点)
- 計 (100 点)

3 審査委員会

参加者から提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

令和 7 年 11 月 10 日（月）（予定） 場所：安芸市役所大会議室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1 者につき 20 分以内とする。

イ それぞれのプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を 10 分間程度設ける。

ウ 正式な日時、場所及び個別の開始予定時刻は、別途通知する。

(3) その他

ア プレゼンテーションの必要機材のうち、大型ディスプレイ以外は各参加者が持参すること。

イ 審査委員会当日に、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準に基づいて審査を行う。

(3) 全ての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査点数を集計し、候補者と次点者を決定する。

(4) 審査委員の各評価項目を合計した評価点が、審査委員から最も多く第 1 位の順位を獲得した者を「候補者」に、2 番目に多く第 1 位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

第 1 位の順位を獲得した者が同数の場合は、第 2 位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第 1 位、第 2 位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。

(5) 参加資格者が 1 者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点

の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

（6）審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

5 審査基準

審査項目区分	審査項目	評価の視点	配点
組織評価	経営規模	・ 資金力（資本金）等	10 点
	施行実績	・ 過去 3 年間に同種・類似業務の実績はあるか。	10 点
	実施体制	・ 適切な業務を提供できる実施体制か。	10 点
提案内容評価	火葬業務	・ 炉前業務（棺引受から炉前室、火葬炉までの入炉業務）に関する提案の妥当性 ・ 火葬炉業務（火葬炉の運転、監視、冷却業務）に関する提案の妥当性 ・ 収骨業務（収骨前の整骨業務から収骨及び遺族への引渡業務）に関する提案の妥当性 ・ 残骨灰の当日処理及び保管業務に関する提案の妥当性	35 点
	日常的な施設設備の保守及び点検業務	・ 火葬炉設備の保守及び点検業務に関する提案の妥当性 ・ 付帯設備、電気設備等の保守及び点検業務に関する提案の妥当性	10 点
	その他	・ 緊急時の体制、対応について、杜の聖苑（安芸市火葬場）が老朽化していることを踏まえた提案となっているか ・ 清掃業務、地元葬儀業者との対応に関する提案の妥当性	15 点
	経済性	・ 見積金額及び明細書の妥当性	10 点